

# 令和元年（2019年）度佐賀県小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修実施要領

## 1. 目的

指定小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者になることが予定される者を対象に、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護計画等を作成するために必要な知識及び技術を修得させ、小規模多機能型サービス事業等における介護サービスの質の確保と向上を図る。

## 2. 実施主体

佐賀県が、佐賀県認知症グループホーム協会に委託して実施する。

## 3. 研修日程及び会場：

講義	<u>令和2年（2020年）3月17日（火）・3月18日（水）</u>	
	17日（火）	10：00～15：40（9時45分から受付開始）
	18日（水）	9：15～16：20
会場	メートプラザ佐賀 〒840-0850 佐賀県佐賀市兵庫北3丁目8-40	

## 4. 受講対象者：20名

指定小規模多機能型居宅介護事業所等の計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修（実践者研修）を修了した者（認知症介護実務者研修（基礎課程）を修了した者を含む）。

## 5. 研修内容

別紙1「研修カリキュラム」参照

## 6. 受講料：3,000円…※研修初日の受付時に徴収します。

## 7. 受講方法

### (1) 申込み方法

- 様式7号「受講申込書」

様式7号に必要事項を記入し、認知症介護実践研修（実践者研修）又は認知症介護実務者研修（基礎課程）の修了証の写しを添付し、令和2年(2020年)2月25日(火)までに事業所が所在する各介護保険者（参照：介護保険者一覧）に相談のうえ提出(必着・郵送又は持参のみ受付)すること。

各介護保険者の長は、令和2年3月5日（木）までに研修受講推薦者を取りまとめのうえ、別紙受講申込書、別紙推薦書、別記様式推薦者名簿及び推薦者の研修終了証の写しを県長寿社会課に提出する。但し、令和元年度第3回の認知症介護実践者研修受講予定者について、研修修了前のため、実践者研修の修了証は各保険者を通じて令和2年3月6日までに県長寿社会課へ提出する。

(2) 受講希望者が多数の場合は、当課で受講者を選考する。

(3) 受講決定通知は、申込者及び各介護保険者の長に送付する（令和2年3月9日頃を予定）。

## 8. その他

受講申込書兼承諾書に不備がない者、全てのカリキュラムを受講した者には、修了証書を交付するが、欠席、遅刻、早退等で未受講の科目がある場合など、修了証書は交付しない。

### 【問い合わせ先】

佐賀県 健康福祉部 長寿社会課 サービス指導担当  
担当：山口 電話 0952-25-7266  
FAX 0952-25-7265